

旭川工業高等専門学校名誉教授称号授与規程施行細則

制定	昭和43. 10. 14達第26号	
改正	昭和46. 3. 30達第9号	昭和55. 3. 2 達第3号
	平成4. 1. 24達第7号	平成6. 2. 22達第12号
	平成7. 12. 20達第8号	平成11. 4. 1 達第10号
	平成19. 3. 13達第51号	平成22. 3. 9 達第15号
	平成25. 2. 12達第8号	平成27. 3. 20達第42号
	平成28. 3. 24達第21号	令和2. 3. 17規則第50号
	令和4. 3. 24規則第9号	令和5. 3. 22規則第29号

旭川工業高等専門学校名誉教授称号授与規程施行細則

(第4条の運用)

第1条 旭川工業高等専門学校名誉教授称号授与規程（昭和43年達第25号。以下「名誉教授称号授与規程」という。）第4条の運用については、次に掲げる基準による。

- (1) 旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）の創設又は育成発展に特に功勞のあった校長
- (2) 副校長，教務主事，学生主事，寮務主事，総務主事，専攻科長，学科長又は科長等として本校の育成発展に特に功勞のあった者
- (3) 文化勲章令（昭和12年勅令第9号），文化功勞者年金法（昭和26年法律第125号）及び日本学士院法（昭和31年法律第27号）の規定による受賞者又は日本学士院法の定めるところにより，日本学士院会員に選定された者

2 前項各号に該当すると思われる者があったときは，校長は旭川工業高等専門学校運営会議に諮り，その意見を参考にして適格者を決定し，名誉教授の称号を授与する。

(第5条の運用)

第2条 名誉教授称号授与規程第5条の運用等については，次に掲げるところによる。

- (1) 辞令書は，別記様式第1号のとおりとする。
- (2) 辞令書の番号は，一連番号とし，辞令書の左上に付するものとする。
- (3) 辞令書の交付は，校長が行う。
- (4) 辞令書を交付したときは，所定の事項を辞令書交付台帳（別記様式第2号）に記載しなければならない。

附 則

この細則は，昭和43年10月14日から施行する。

附 則（昭和46. 3. 30 達第9号）

この細則は，昭和46年3月30日から施行する。

附 則（昭和55. 3. 25 達第3号）

この細則は，昭和55年4月1日から施行する。

附 則（平成4. 1. 24 達第7号）

この細則は，平成4年1月24日から施行し，平成3年7月1日から適用する。

附 則（平成6. 2. 22 達第12号）

この細則は，平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7. 12. 20 達第8号）

この細則は，平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11. 4. 1 達第10号）

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成19. 3. 13 達第51号）

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22. 3. 9 達第15号）

この細則は、平成22年3月9日から施行する。

附 則（平成25. 2. 12 達第8号）

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27. 3. 20 達第42号）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28. 3. 24 達第21号）

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2. 3. 17 規則第50号）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4. 3. 24 規則第9号）

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5. 3. 22 規則第29号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

契印 第 号	旭川工業高等専門学校 印	(元号) 年 月 日	学校教育法第百六条及び 第百二十三条の規定により 旭川工業高等専門学校 名誉教授の称号を授与する	本籍 氏名
--------------	-----------------	------------	---	----------

備考

- 1 辞令書の紙質は、淡黄色、手すき紙とし、旭川工業高等専門学校の文字を透かし入れ、寸法は、縦34.5センチメートル、横48センチメートルとする。
- 2 辞令書は、縦書きとし、字体は楷書とする。
- 3 「本籍」の文字の大きさは、縦1.7センチメートル、横1.7センチメートルとする。
- 4 「氏名」の文字の大きさは、縦2.7センチメートル、横2.7センチメートルとする。
- 5 本文の文字の大きさは、縦2.7センチメートル、横2.7センチメートルとする。
- 6 授与年月日の文字の大きさは、縦1.5センチメートル、横1.5センチメートルとする。
- 7 「旭川工業高等専門学校」の文字の大きさは、縦2.7センチメートル、横2.7センチメートルとする。
- 8 交付番号の文字の大きさは、縦1.2センチメートル、横1.2センチメートルとする。

別記様式第2号（第2条関係）

辞令書交付台帳

交付番号	本籍	現住所	氏名	生年月日	性別
所属	記載者所属職名氏名		交付年月日	契印	
該当条項及び業績等					
備考					